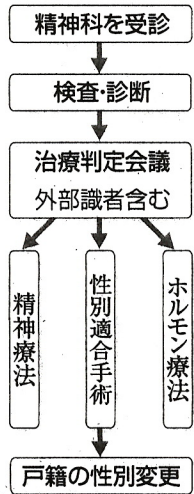


# 性同一性障がい保険適用検討

## 手術費減を歓迎 懸念も

性同一性障害の性別適合手術を公的医療保険の適用対象にする検討が始まった。手術はこれまで医療保険の対象外で、高額な医療費を負担したり、費用の安

### 性同一性障害の診断と治療のイメージ



性同一性障害 (GID) 心と体の性が一致しない障害。肉体的な性別に不快感を持ち、心の性別で日常生活を送ることを望む。原因は分かっていない。医療機関ではカウセリングなどの精神療法やホルモン療法、性別適合手術を行う。2004年施行の性同一性障害特例法により①2人以上の医師による診断②20歳以上③結婚していない④性別適合手術を受けているなどの条件を満たせば、家庭裁判所に請求し、戸籍の性別変更が可能となった。16年末までに約6900人が性別を変更した。

い海外に渡ったりしていた当事者にとっては朗報となった。一方で、安易に手術を受ける人の増加を懸念する声も上がる。(1面参照)

「これまで経済的理由で手術ができなかった人にとっては喜ばしい流れだ」。トランスジェンダー活動家の杉山文野さん(36)は歓迎する。杉山さんによると、手術費を稼ぐために日々の暮らしに追われている人は少なくない。費用の安い海外で手術を受け、帰国後にトラブルが起きるケースもあるため「国内で継続的な治療が可能になることは大

きい」と話す。歓迎ばかりではない。後戻りができない手術へのハードルが下がることへの懸念も。

「日本性同一性障害と共生する人々の会」の西野明樹代表(31)によると、「体を変えれば全て解決する」と思い、後遺症も十分に検討しないまま手術を判断する人がいるという。中には手術後に「こんなはずではなかった」と後悔する人も。西野さんは「こうしたことがないよう、保険適用を治療体制やサポート体制の充実につなげる必要がある」と指摘する。

性同一性障害の人の中にも「子どもが欲しくて生殖機能を残したい」などと手術を望まない人もいるのに対し、戸籍の性別変更には

適合手術をすることが法律上の要件となっている。「共生社会をつくるセクシユアル・マイノリティ支援全国ネットワーク」の原ミナ代表理事(61)は「体の改造を前提にした法律は人権を保障していない。問題のある法律を支えるために保険が使われるとしたら弊害が出るだろう」と、法律の見直しを求めている。